

# 山口県報

平成26年  
10月24日  
(金曜日)

## 目次

○告示	保安林予定森林（森林整備課）	一
○公告	平成二十六年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）	二
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）	三
	地域森林計画の案の縦覧（森林企画課）	四
	地域森林計画の変更の案の縦覧（森林企画課）	四
	公共測量の実施の終了（監理課）	四
	契約の締結（物品管理課）	四
○教委規則	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則	五
○公安委公告	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則	六
	契約の締結	六

### 山口県告示第三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十六年十月二十四日

一 保安林予定森林の所在場所

山口県知事 村岡 嗣政



下関市豊田町大字高山字紺屋浴一七、字竹の内二三、字楠ヶ浴二四、字平松浴二五から二八まで、字平松台三〇、字堤の口三五、六一、字小休場三七、四一、五六、字狐原四〇、四四から四六まで、字本浴四五の一、四八、字茄ヶ浴五四、字滝ヶ浴五六、六八、字大平七〇、七一、八〇、八五、九三、字下田七四、字平野浴九四、九七、一〇二、一〇三、字隠畑一〇六、字草場浴一〇九から一一一まで、一一三、字桑木迫一一五から一一八まで

山口市阿東嘉年下字室田八八〇から八八二まで、八八四、字小麦ヶ迫口八八六の一、字駒ヶ迫八八七から八八九まで、八九二、八九四、八九六、字小麦ヶ迫八九三、字油免九四〇、字油免中倉九四一から九四七まで

#### 二 指定の目的

水源の涵養

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊田町大字高山字楠ヶ浴二四・字平松浴二七・字大平七一・字下田七四・字平野浴九四・一〇三・字隠畑一〇六・字桑木迫一一八（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

山口市阿東嘉年下字室田八八〇から八八二まで・字油免中倉九四一から九四三まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

#### 一 保安林予定森林の所在場所

下関市豊田町大字東長野字湯口ヶ迫一〇三の一、字辻堂二四八

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
下関市豊田町大字東長野字湯口ヶ迫一〇三の一・字辻堂一四八(以上二筆に  
いて次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準  
伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水  
産部森林整備課及び下関市農林水産振興部森林整備課に備え置いて縦覧に供する。)



(三六〇) 平成二十六年山口県補正予算の要額の公表

平成二十六年九月山口県議会定例会で議決された平成二十六年山口県補正予算の要  
額は、次のとおりです。

平成二十六年十月二十四日

山口県知事 佐 田 隆 幸  
平成26年度山口県一般会計補正予算(第2号)

平成26年度山口県一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,586,986千円を追加し、歳入歳出  
予算の総額を歳入歳出それぞれ690,217,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出  
予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。  
(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
7 分担金及び負担金	2 負 担 金	42,300	3,265,381	3,307,681
9 国庫支出金	1 国庫負担金	2,244,833	77,145,536	79,390,369
	2 国庫補助金	8,750	32,643,265	32,652,015
10 財産収入	2 国庫補助金	2,236,083	42,695,933	44,932,016
	1 財産運用収入	186	2,817,834	2,818,020
12 繰 入 金	2 基金繰入金	186	2,131,229	2,131,415
	1 繰 越 金	293,825	37,497,613	37,791,438
13 繰 越 金	2 基金繰入金	293,825	31,125,556	31,419,381
14 諸 収 入	1 繰 越 金	451,842	0	451,842
	2 受託事業収入	50,000	78,709,481	78,759,481
15 県 債	1 県 債	504,000	1,098,891	1,148,891
	合 計	504,000	95,823,600	96,327,600
歳 入 出		3,586,986	686,630,601	690,217,587
2 総 務 費	2 企 画 調 整 費	12,746	28,877,661	28,890,407
3 民 生 費	1 社会福祉費	53,795	90,395,402	90,449,197
	8 災害救助費	1,170	74,697,260	74,698,430
4 衛 生 費	8 環 境 衛 生 費	52,625	2,747	55,372
	4 環 境 衛 生 費	1,795,645	20,408,254	22,203,899
6 農林水産業費	8 医 薬 費	1,784,011	4,203,225	5,987,236
	4 林 業 費	11,634	5,057,421	5,069,055
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	99,000	33,881,729	33,980,729
		1,232,800	74,647,125	75,879,925
		38,500	30,593,460	30,631,960

10教 育 費	3 河 川 海 岸 費	1,194,300	20,254,637	21,448,937
	8 社 会 教 育 費	7,000	145,611,562	145,618,562
11災 害 復 旧 費		7,000	1,796,603	1,803,603
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	386,000	7,153,931	7,539,931
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	336,000	1,874,998	2,210,998
	合 計	50,000	5,118,933	5,168,933
第2表 債務負担行為補正	歳 出 合 計	3,586,986	686,630,601	690,217,587

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額	補 正 期 間	後 限 度 額
1 母子父子寡婦福祉資金に対する利子補給	平成26年度から平成35年度まで	(1) 平成26年度の利子補給の対象とする融資の総額は、100,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする。	平成26年度から平成34年度まで	(1) 平成26年度の利子補給の対象とする融資の総額は、100,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする。
2 土砂災害特別警戒区域の指定に係る調査委託の年度を越える事業を一括契約すること(阿品(1)ほか3,899千円)	平成26年度から平成27年度まで	1,000,000千円	平成26年度から平成34年度まで	(1) 平成26年度の利子補給の対象とする融資の総額は、100,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする。

2 変 更

事 項	補 正 期 間	前 限 度 額	補 正 期 間	後 限 度 額
1 生活福祉資金に対する利子補給	平成26年度から平成34年度まで	(1) 平成26年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする。	平成26年度から平成34年度まで	(1) 平成26年度の利子補給の対象とする融資の総額は、100,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする。

第3表 地方債補正

1 追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
-----------	-------	-------	-----	-----------

博物館運営事業	6,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率の見直しを行うに当たっては、直後に当該利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 特別のものは、協定による。
計	6,000			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	補 正 限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
一般治山事業	755,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内	769,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
小規模治山事業	43,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内	102,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
災害関連緊急砂防事業	38,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内	107,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業	128,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内	224,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
自然災害防止事業(砂防)	377,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内	637,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
計	1,341,000				1,839,000			

(三六一) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

回項第一号、第二号、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年十一月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十月二十四日

山口県知事 村岡 副 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 降松<sup>くふまつ</sup>平和の里ハイキングの会

代 表 者 の 氏 名 廣戸 一見

主たる事務所の所在地 下松市大字河内一九三七番地

三 定款に記載された目的

下松市及びその周辺地域に居住する人々に、健康づくりと文化遺産を守り活用する事業を行い、地域社会の健全な発展及びまちづくり、観光など地域の活性化に寄与すること。

(三六二) 地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、山口森林計画区に係る民有林について、平成二十七年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの期間における地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年十月二十四日

山口県知事 村岡 副 政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県美祿農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十六年十月二十四日から同年十一月二十一日まで

(三六三) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、岩徳森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年十月二十四日

山口県知事 村岡 副 政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林事務所、山口県柳井農林事務所及び山口県周南農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十六年十月二十四日から同年十一月二十一日まで

(三六四) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十六年十月二十四日

山口県知事 村岡 副 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

岩国市旭町

三 作業の期間

平成二十六年七月十七日から同年八月二十九日まで

(三六五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十六年十月二十四日

山口県知事 村岡 副 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

ネットワークパソコン 六百十五台

三 契約の相手方を決定した手続

四 一般競争入札  
落札者を決定した日  
平成二十六年十月二日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
リコージャパン株式会社 東京都中央区銀座七丁目一六番一三号

六 落札金額  
五千五百七十四万三千八百七十六円

七 入札公告日  
平成二十六年八月二十二日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月二十四日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第十一号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立周防大島高等学校の項中「80」を「75」に改め、同表山口県立

岩国高等学校の項中

140	140
-----	-----

を

140	30
-----	----

に改め、同表山口県立岩国総合高等学校の

項中「140」を「120」に改め、同表山口県立柳井高等学校の項中「160」を「150」に改

め、同表山口県立柳井商工高等学校の項中「80」を「70」に、「40」を「35」に改め、

同表山口県立田布施農工高等学校の項中

40	40	40	40
----	----	----	----

を

35	35	35	40
----	----	----	----

に改め、同表山口県立

光高等学校の項中「160」を「140」に改め、同表山口県立下松高等学校の項中「180」を「200」に改め、同表山口県立防府西高等学校の項中「160」を「140」に改め、同表山口県立宇部商業高等学校の項を次のように改める。

山口県立宇部商業高等学校	宇部市	本校	商業科	3	1/20	40
			情報利用技術科	3	—	
			総合情報科	3		

別表の1の表山口県立厚狭高等学校の項中「120」を「105」に改め、同表山口県立美祿青嶺高等学校の項中「80」を「70」に、「40」を「30」に改め、同表山口県立豊浦高等学校の項中「180」を「200」に改め、同表山口県立長府高等学校の項中「120」を「140」に改め、同表山口県立響高等学校の項中「70」を「80」に改める。

附則  
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十六年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量  
初動捜査支援システム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十六年九月十七日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目三番一号
- 六 落札金額  
六千六百万四千四百円
- 七 入札公告日

平成二十六年八月五日  
八 その他

- (一) 契約担当者 村岡 嗣政
- (二) 調達方法 借入れ
- (三) 落札方式 最低価格

全日 制課程情報利用技術科  
は、平成27年度から生徒募  
集を停止する。

平成二十六年十月二十四日印刷  
平成二十六年十月二十四日発行

発行人 山口県庁  
山口県知事